

令和2年4月10日

保護者 各位

保育課長

緊急事態宣言発令を受けた保育園の利用について(4月10日時点)(通知)

令和2年4月10日付で新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言が発令されました。

これに基づく保育所等の対応について、愛知県から緊急事態措置の期間中(令和2年5月6日(水)まで)も、保育所等の事業を継続するよう要請されています。よって、市内の保育園は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育園をご利用いただけます。

ただし、これまで以上に感染拡大防止に取り組む必要があるため、仕事を休んで家にいることができるなど、ご家庭での保育が可能な場合には、令和2年4月11日から5月6日までの期間、登園及び延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いいたします。

つきましては、園での運営体制を整えるため、緊急事態措置の期間中の登園意向を確認させていただくので、15日(水)までに「登園意向確認票」を各園にご提出ください。

その他、緊急事態宣言を受けての対応については、下記のとおりです。

記

1 登園しなかった場合の保育料について(0~2歳児クラスの児童のみ対象)

令和元年4月分の保育料については、登園しなかった日数に応じて減額することとし、5月に請求させていただきます。

2 延長保育料について(全児童対象)

4月中に利用があった場合は、5月に請求させていただきます。(申込みをされても登園されないことで利用がなかった場合は請求しません。)

3 育児休業から復帰予定で入所された場合について

育児休業からの復帰は5月1日までが原則ですが、外出自粛要請等を考慮し、令和2年6月1日までに復職していただければ、引き続き保育園をご利用できます。

#### 4 その他

- ・ 5月分の保育料等の取扱いについては、5月以降に通知させていただきます。
- ・ 登園前にお子さんの体温計測を実施し、発熱等の症状が認められる場合には、園をお休みください。（職員も同様に対応しております。）
- ・ 給食については、現時点では通常通り実施予定です。今後食材の調達が困難になる場合は、献立の変更等を行うことがありますので、ご了承ください。
- ・ 園では、お子さんの体調に充分留意し保育をいたします。保育中に、お子さんの発熱（37.5度を超える場合）や体調不良等があった場合は、保護者の方にご連絡をさせていただきます、お迎えをお願いしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ 園児が“濃厚接触者”となった場合は、2週間登園を自粛していただきます。
- ・ 送迎される保護者の方等が発熱等の症状が認められる場合は、保育園内に入ることをご遠慮ください。
- ・ 登園されている園で感染者が確認された場合、対象の園は一定期間閉園させていただきます。

なお、今回の決定は4月10日時点での対応になりますので、今後の感染の拡大状況等を見ながら、必要に応じて追加的なお願いをする場合があります。

以上、よろしく願いいたします。